

# 一般財団法人奥谷禮子財団

## 令和6年度募集要項

### 本奨学金の趣旨

学業優秀でありながら画材費及び材料費等の負担が重く、創作活動に支障をきたしている芸術系学部<sup>※</sup>に在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与しようとするものです。

### 本奨学金の特色

- ・ この奨学金は給付型のため返済義務はありません。
- ・ 奨学生の進路等について当法人は関与いたしません。
- ・ 他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。
- ・ 本人・家族の年収制限は御座いません。

### 応募資格

以下の1～4のすべてに該当すること

1. 日本国籍を有すること
2. 国内の大学の芸術系学部<sup>※</sup>に在籍する学部2年生であること
3. 応募締め切り時点で年齢が満25歳以下であること
4. 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※日本画、工芸、デザイン並びにこれらに類するもの（例：染織、漆器、陶芸など）

※他の奨学金制度との併用は可能です。また、本人・家族の年収制限は御座いません。

### 応募の目安

- ・ 学業成績：GPA( Grade Point Average )が3.0以上であること

※この目安は、応募を検討される際の一指標としてご参考いただきたい情報であり、応募条件ないしは合格基準を意味するものではありません。

### 募集期間

令和6年4月1日～令和6年5月31日

## **給付金額、期限及び採用人数**

給付金額：年間36万円

給付期間：3年間（学部2～4年次）但し、留年・留学中は給付しない。

給付期限：7月下旬に年額を一括給付

採用人数：10名

## **応募手順**

（出願書類）

- 1 奨学生願書
- 2 在学証明書
- 3 成績証明書
- 4 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）
- 5 指導教員などからの推薦メール
- 6 作品の写真

※プライバシーポリシーをよく読み、同意の上でご応募ください。

※④の住民票はマイナンバーの記載は必要ございません。

※⑤の推薦メールは推薦者のお名前・肩書・申請者本人との関係等を明記し、

直筆のご署名がある書面をPDF化し直接当財団にメールでご提出ください。

また、上記の要件が満たされれば、推薦者本人から直接ではなく、例えば学生課等から  
であっても構いません。尚その際は個別学生ごとに送信をお願い致します。

※⑥は、写真と作品制作者による作品の簡単な説明をつけてPDF化しご提出ください。

作品数は最大5点までとします。

※提出書類はすべてスキャンした上でPDF形式に変換してメールでご提出ください。

## **応募方法**

応募書類一式を以下のメールアドレス宛てにお送りください。

※直接の持参及び郵送では受け付けておりません。

※応募締め切りは令和6年5月31日必着とさせていただきます。

## **応募・問い合わせ先**

以下のメールアドレス宛てにお問い合わせください。

一般財団法人 奥谷禮子財団

メール：[contact@okutanireiko-zaidan.org](mailto:contact@okutanireiko-zaidan.org)

ホームページ：<https://okutanireiko-zaidan.org>

## **選考及び採用の決定**

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が採用を決定いたします。

- ・ 選考結果は採用者のみ令和6年7月中旬にメールにて本人及び在 schools に通知します。
- ・ 選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・ 応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とします。
- ・ 応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

## **選考方法**

書類選考により審査します。

## **奨学金の給付**

本人指定の口座等への振込払いとします。

## **奨学生の義務**

奨学生となった方には、学部四年時に在学証明書・成績証明書、卒業後に卒業証明書・成績証明書を提出していただきます。また、就学状況・生活状況について確認を求められた際は、速やかに応じていただく必要があります。

## **届出**

奨学生が次の各号の1つにでも当てはまる場合、直ちにその旨を届けていただく必要があります。

1. 休学、復学、転学（留学含む）又は退学したとき
2. 停学、除籍その他処分を受けたとき
3. 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき
4. 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
5. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
6. 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

## **奨学金の休止、停止、廃止**

奨学生が次の各号の1つにでも当てはまる場合は、奨学金の給付を休止、停止、または廃止することがあります。

1. 休学、転学（留学含む）又は退学したとき
2. 停学、除籍その他の処分を受けたとき
3. 正規の最短修業年限で卒業の見込みがなくなったとき
4. 負傷、疾病などのため就学の継続が困難となったとき
5. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
6. 学業成績が著しく不良となったとき
7. 応募書類などの提出書類に虚偽・不正があるとき
8. 奨学生の義務を怠ったとき
9. その他、奨学生として適当でない事由があるとき